

## 児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の取扱いに関する適用事例

«例» 月～金曜営業の放課後等デイサービス事業所(定員10名)の場合

基準 or 加配人員	職種	氏名	勤務形態
基準人員	保育士	A 氏	常勤
	児童指導員	B 氏	常勤
児童指導員等加配加算	保育士	C 氏	常勤
専門的支援体制加算	理学療法士	D 氏	非常勤
	理学療法士	E 氏	非常勤

曜日	月	火	水	木	金
利用者数	9人	11人	9人	11人	9人
	9時～18時	9時～18時	9時～18時	有給	9時～18時
	9時～18時	9時～18時	有給	9時～18時	9時～18時
	9時～18時	9時～18時	9時～18時	9時～18時	有給
	9時～13時	9時～13時	9時～13時	9時～13時	9時～13時
	14時～18時	14時～18時	14時～18時	14時～18時	14時～18時
サービス提供時間帯:10:00～13:00、14:00～17:00					

曜日	児童指導員等加配加算	専門的支援体制加算	解説
月	○	○	利用者数9人のため、基準人員必要数は2人。基準人員(A,B)に加え、児童指導員等加配加算職員(C)と専門的支援体制加算職員(D)を配置しているため、児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の算定が可能。
火	×	○	利用者数11人のため、基準人員必要数は3人。基準人員(A,B)では不足するため、児童指導員等加配加算職員(C)が3人目の基準人員となり、児童指導員等加配加算の算定は不可。専門的支援体制加算のみ算定が可能。
水	×	○	利用者数9人のため、基準人員必要数は2人。基準人員(B)が有給のため、児童指導員等加配加算職員(C)が2人目の基準人員となる。そのため、児童指導員等加配加算の算定は不可。専門的支援体制加算のみ算定が可能。
木	○	×	利用者数11人のため、基準人員必要数は3人。基準人員(A)が有給のため、児童指導員等加配加算職員(C)が2人目の基準人員、専門的支援体制加算職員(D,E)が3人目の基準人員となる。また、この場合、基準人員(A)は児童指導員等加配加算の人員として扱う。児童指導員等加配加算の職員を常勤により配置する場合は、有休休暇を取得する場合であっても、1ヶ月以内であれば配置の要件を満たすため、算定可能となる(※)。そのため、専門的支援体制加算のみ算定が不可。 (※)例えば、常勤専従経験5年以上の児童指導員等加配加算を取得している場合で、基準人員を児童指導員等加配加算の職員として扱う際は、基準人員も常勤専従経験5年以上でないと加算の算定は不可。
金	○	○	利用者数9人のため、基準人員必要数は2人。児童指導員等加配加算職員(C)が有給であるが、常勤により配置する場合は、有休休暇を取得する場合であっても、1ヶ月以内であれば配置の要件を満たすため、児童指導員等加配加算の算定は可能。(専門的支援体制加算の算定も可能。)